

## 新基準に関する事項について（回答）

2010年8月、2014年12月

1. 大学設置審議会での審査を受けている大学院に関しては、認定委員会と大学院で協議の上、不足分等については補講等で補うことを認めます。
  
2. 新基準でのカリキュラム準備が遅れている大学等への対応
  - (1) 事前審査を受けていただくことが機構・大学双方の利益にかなうものではありませんが、事前審査を受けなくとも受験申請はできます（科目適格性に関するリスクはあります）。
  
  - (2) 8科目と2実習のすべてを一度に事前審査できない場合でも、認定委員会と協議の上、2011年度（平成23年度）実施科目、2012年度（平成24年度）実施科目というように、2年計画で事前申請を行うことができます。
  
  - (3) 2年計画でも見通しが見つからない場合には、当面の対応として、新基準で講義8科目の4科目以上を2010年度（平成22年度）中に事前申請し、認定委員会と協議して計画的に整備することが考えられます。この場合、不足する科目等については、他大学院での科目履修あるいは認定委員会が実施する予定の「認定講習会」をもって充てるということになります。認定委員会と協議の上、対応をお願いいたします。
  
  - (4) 2010年度（平成22年度）入学者に関して履修上の不利益が生じた場合には、個別に対応いたします。認定委員会へ個別申請してください。
  
  - (5) 講義科目と実習科目の統合については、既に決定した2科目関連のみとします。従来から「実習を含むとされた」に限定したこと、および「特別支援教育」に関しては、最低5ポイントの他にも特に重要項目があること等の理由によるものです。